

平成19年12月 7日

金融庁

監督局保険課 御中

在日米国商工会議所

保険小委員会

東京都港区麻布台2-4-5メソニック森ビル10階

保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正（案）に対する意見

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成19年11月6日付けで公表された「保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」に関しまして、以下の通り意見を提出いたします。今後の検討におかれまして配慮賜りますよう、お願いいたします。

謹白

1. 業務分担の明確化について<監督指針Ⅱ-3-3-9-1-（3）関連>

「保険契約締結後に行うことが必要となる業務について、（中略）、業務分担が明確に定められ、顧客に明示されているか」の趣旨は、保険契約締結後に行うことが必要となる業務に関し、顧客利便性の観点からその責任の所在を明らかにするものと理解しているが、同趣旨であるとする、（注）に記載されているような業務を原則として銀行と保険会社の双方で行うとすることも認められるという理解でよいか。

2. 顧客への周知について<監督指針Ⅱ-3-3-9-3関連>

保険募集指針の内容について、顧客に周知するための措置が例示されているが、例示されている全ての措置を対応しなければならないものではなく、募集指針の顧客への交付についても義務化するものではないという理解でよいか。

以上